

国土交通省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
3	B 地方に対する規制緩和	10 運輸・交通	地域公共交通利便促進実施計画に定める軽微な変更に関する手続きの簡素化	地域公共交通利便促進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通計画(令和211法改正前の地域公共交通形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。 国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ確実な、試行錯誤を繰り返しながら適切に使いやすい路線にしていくなめには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。	業務の負担軽減、効率化につながる。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年第59号)第27条の17	国土交通省	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合			○現状、軽微な変更を届け出制にすることで、協議会委員の負担と職員の事務負担の軽減となる。 ○当県の地域公共交通計画において、利便促進実施計画を策定し認定を受けているが、当該計画の町営バスについては、デマンド型となっている一部の便を定時定路線型にしたいという住民の声があった。 この住民の声を受け、町としては、試行的に定時定路線型にするという検討も行ったが、協議会での承認及び国の承認が必要という手続きの煩雑さが一要因となり、最終的にデマンド型のままで運行するという判断となった。 ・他の判断要因としては、町の大きな方向性として基本的にデマンド型で運行するという方針を打ち出していることと計画期間の5年間は計画どおり運行してはどうかということもあったが、町としてはもっと簡単な手続きであれば試行的に定時定路線型にしてみるという判断にもなり得たかもしれないということ。	地域公共交通計画において、地域公共交通利便促進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便促進事業を実施するための計画(地域公共交通利便促進実施計画)を作成することとしている。 ・この住民の声を受け、町としては、試行的に定時定路線型にするという判断をした。 ・他の判断要因としては、町の大きな方向性として基本的にデマンド型で運行するという方針を打ち出していることと計画期間の5年間は計画どおり運行してはどうかということもあったが、町としてはもっと簡単な手続きであれば試行的に定時定路線型にしてみるという判断にもなり得たかもしれないということ。	いただいた一次回答は、現行規定の説明に留まっておき、当県が求めている手続きの簡素化についての言及はないものと認識している。 その上で、回答の中で「ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、各運輸局へ相談したい」とあるが、今回の当県の支援事例は、当初計画のデマンド化を図るという大方針は維持したまま、一部の便のみについて、住民の利便性向上を考慮して定時定路線に変更するものであり、国が地域の関係者への影響を総合的に判断する必要があるものと考えている。地域公共交通利便促進実施計画に係る相談は、本省案件となることが多く、このようなケースが、イケースの対応では、手続きの往復に時間を要し、国、地方自治体ともに労力を要することとなるため、相談することなく計画の変更が可能となるよう手続きの簡素化を検討された。 また、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細版P711には、認定が不要なものとしてバス停名の変更、バス停の位置変更・改称を要しない微細なルート変更 等」の二項目のみが個別に明示されているが、変更の要否の基準を明確にすることで相談自体が減るものと思われる。変更の認定の基準の例として、P711には「原則として変更の前後で定量的に利便性が向上しているかをチェックしていますが…作成前と変更後で利便性が一定程度改善していれば良いとして、柔軟な変更もある程度許容しています」と記載があるが、例えば、この利便性が一定程度改善するものについては、定量的なチェックが不要となるのではなく、認定自体が不要で届出制にするなどの取り扱いは緩和や、認定が不要な場合の例示を増やすことなども手続きの簡素化として検討していただけないか。 このような様々な工夫により、現状煩雑となっている手続きをどうすれば簡素化できるのかという姿勢で検討をいただきたい。
4	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定は少ないと感じている。 また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を推進している。 一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。向背は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協議した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。) 今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると考えられる。 ※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	業務の負担軽減、効率化につながる。	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条	厚生労働省、国土交通省	鳥取県、兵庫県、全国知事会		--	--	【厚生労働省】 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきである国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していい県もある。 一方、「具体的な支援事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。 【国土交通省】 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきである国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していい県もある。 なお、「具体的な支援事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。	都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定とあるが、計画が根本的に異なるような差異は無いものと思われる。また、あえて地域差を挙げるとすれば、外国人労働者の増加等に関する事項を想定しているものと思えるが、国の基本方針では外国人労働者についての記述は無い上、外国人労働者の問題は、建設業に限ったものでなく、社会保障制度全体の問題にもなる。 廃止は困難とのことであれば、都道府県労働局との同時開催などの配慮がいただけるよう協力をお願いします。

国土交通省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 地域公共交通利便増進実施計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。	一次回答のとおり、認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画を変更する場合には、認定基準への該当性等について再度判断を要するため、原則として、変更認定を要することとなる。また、どのような変更であれば軽微であり、変更認定が不要と判断できるかは、実態のニーズや事例の蓄積等も踏まえて検討を行うことが必要であると考えられる。	5【国土交通省】 (29)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。	法律	令和5年度中 (※10月1日に施行)	提案を踏まえ、地域公共交通利便増進実施計画等の軽微な変更については、認定を要しないものとし、届出制とする手続の合理化を図ることとする。これを盛り込んだ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が4月28日に公布された。	具体的な軽微な変更の内容について、事例等を踏まえつつ、今後検討。
	【全国知事会】 国において必要と考える政策的実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。	都道府県は国と同様、建設業者に対する許可権限や指導・助言・監督権限を有しており、地域の実情に応じた建設工事従事者の安全と健康の確保に国が計画を策定して、都道府県計画を実施していく責務を有している。このため、都道府県は国の計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努力義務が課されているものと考えられる。都道府県計画の策定に係る努力義務については、国金の提案・審議を経て決定されたものであり、法を執行する立場である当省から、努力義務の規定を廃止することに言及することは困難である。	5【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法111) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること。計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを変更して明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目通知	令和5年1月31日	令和5年1月31日に都道府県に対して通知済	
	都道府県計画という形式にこだわらずとも、国で策定した計画を踏まえつつ、関係者の連携を図ることをもって、建設工事従事者の安全確保は実現できるのではないか。地域の実情への配慮についても、国の計画において自然条件や大規模事業に伴う建設工事の動向等を記載した上で、県が地域の実情を踏まえて施策を展開すれば十分であり、都道府県ごとに計画の策定を求めるほどの内容ではないのではないか。議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。	地方、一般的に、努力義務については、実施するか否かを含めて、最終的な判断はその主体に委ねられていくものと解される。現に、都道府県計画の策定についても、国の計画を勘案し、地域の実情を踏まえて都道府県計画を策定した自治体がある一方で、自治体の既存計画において、「建設工事従事者の安全及び健康の確保」を含めた取組を位置づけ、当該取組を推進している自治体もあれば、特段当該取組に係る計画等を策定していない自治体もあるなど、まさに地域の実情に応じて、地方自治体が主体的に判断を行っている状況にある。また、国の計画は平成29年6月9日に閣議決定をされているが、都道府県計画を策定している自治体は、令和4年8月末時点で計37の自治体と承知しており、その策定の時期についても平成30年に5自治体、平成31年に12自治体、令和2年に10自治体、令和3年に7自治体、令和4年に3自治体と、地域の実情に応じて様々であり、今回、提案団体や全国知事会から都道府県計画の廃止について要望を受けた本年7月以降にも、茨城県、千葉県において新たに計画が公表されているところである。	このように、計画策定の可否をはじめとして、策定する場合においては内容やその時期等も含め、現状も地方自治体の判断に委ねられており、地方の自主性及び自立性を確保する観点に立つ「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも沿ったものであると考えている。都道府県計画関係の会議を開催している都道府県については、都道府県労働局主催の会議との同時開催については差し支えないため、その旨今後関係機関に対して指示又は周知することとする。		2ポツ目通知	令和5年1月31日	令和5年1月31日に都道府県及び関係機関に対して通知済	
					3ポツ目 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態調査の実施等を想定	次期基本計画の期間中	具体的な調査内容について検討中	次期基本計画の期間中に都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
16	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととする。	特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。 現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で、2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。 例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築室補業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験を有するまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。	建築基準法第5条第3項	国土交通省	今治市				さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡平市、長崎県、宮崎市、鹿児島市	○現時点では、一級建築士資格の有無にかかわらず、本人の適性等を考慮し、実務経験として加算される部署も含めたローテーションをしているが、一級建築士合格者が増えた後、提案団体の示す課題が生じることは予想されるため、制度改正の必要性は認められる。 ○当市も同様に建築主事の確保が課題であり(令和4年6月現在3名)、受検資格の緩和は課題解決のための一助になると考える。提案のとおり法改正が行われれば、現時点で約5名の職員が受検資格を得ることになる。 ○一級建築士合格者でも、そのキャリアパスが整備・建設分野が主である場合、本資格者検定の受検すらできない状況であると同時に、元々少数である職員の年次に実務経験を積ませる必要があるなど、人員配置上の制約も生じている。	提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととした。	1次回答において、「事務の実行性に留意して検討を行う」とされているが、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的にどのようなスケジュールで見直しを行うのか御教示いただきたい。 建築基準法施行関係統計(令和2年度集計)に記載されているとおり、全国の建築主事数は平成15年度末の1915名から令和2年度末には1,417名になっており、17年間で498名減少している。各団体においては技術者の確保が困難な状況であり、建築主事になり得る人材を確保することは喫緊の課題である。本見直しが行われれば受検機会が増加し、建築主事の人材確保に寄与するため、可能な限り速やかに御検討願いたい。 また、建築確認制度の適正性が継続的に確保されるよう、実務経験に係る受検資格の見直し以外の方策や、建築確認手続の効率化など建築主事の負担軽減に資する取組を含め、建築確認事務に必要な人材確保を図る取組について幅広く検討を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>第1次ヒアリングにおいて、建築基準適合判定資格者検定の受験資格について、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、資格登録までに実務経験を積めば建築主事の技術水準を低下させることにはならないこと等に鑑みれば、提案のとおり対応して問題ないのではないか。</p> <p>地方公共団体において建築主事となり得る人材を確保することは喫緊の課題であるため、早急に検討を進め、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>ご提案の通り、実務経験を受験要件から登録要件とする方向で引き続き検討を進めてまいります。加えて、「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」も踏まえ、確認申請手続きのオンライン化、検査のデジタル化、建築物の規模に応じて適法性を審査できる資格者の確保・充実など、建築主事の負担軽減に資する取組み等を通じ、建築確認事務に必要な人材を確保するための方策についても検討を進めてまいります。</p> <p>なお、上記措置の実現に向けては、検定に際して都道府県を経由している事務等の流れに影響を与えることから、引き続き検定事務や登録事務等の執行体制を確保するため、都道府県の協力を得ながら調整を進めてまいります。</p>	<p>5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (v)建築基準適合判定資格者検定(5条)の受験資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・建築行政等に關する2年以上の実務経験を、受験資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。 ・二級建築士等による受験を可能とするともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>1ポイント：法律</p>	<p>第13次地方分権一括法案を第211回通常国会に提出：令和5年3月3日 可決・成立：令和5年6月13日 公布：令和5年6月16日 施行：公布から1年以内 ※建築基準法に係る部分</p>	<p>建築基準適合判定資格者検定の受験資格として定められている実務経験について、建築基準適合判定資格者の登録要件とするための建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和5年3月3日閣議決定)を第211回国会に提出(令和5年3月3日)した。本法案は可決・成立(令和5年6月13日)し、公布(令和5年6月16日)された。</p>	<p>今後、関係政省令の整備等、必要な措置を講じる。</p>
					<p>2ポイント：法律</p>	<p>第13次地方分権一括法案を第211回通常国会に提出：令和5年3月3日 可決・成立：令和5年6月13日 公布：令和5年6月16日 施行：公布から1年以内 ※建築基準法に係る部分</p>	<p>建築基準適合判定資格者検定について、二級建築士試験合格者による受験を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として小規模な建築物等に限り、建築確認事務を行うことを可能とするための建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和5年3月3日閣議決定)を第211回国会に提出(令和5年3月3日)した。本法案は可決・成立(令和5年6月13日)し、公布(令和5年6月16日)された。</p>	<p>今後、関係政省令の整備等、必要な措置を講じる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの要請
	区分	分野												
42	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための鑑定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。また、住民基本台帳法の第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	総務省、国土交通省		山口県				〇市の用地取得事項において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や居住地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、本市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事案について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとした。
44	B	地方に対する規制緩和	11 その他	二輪の小型自動車に係る検査情報及び二輪の軽自動車への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超える二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出情報を行うこととしている。当該検査・届出情報について、地方公共団体情報システム機構村へ電子データでの提供を可能とすることにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)の課税事務の円滑化を図る。	市区町村において、基幹システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や庶務期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。申告書の記入誤りや、字の不明瞭等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれる。市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	総務省、国土交通省	中核市市長会、平塚市	札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、磐田市、名古屋市、相模原市、須賀野市、海老名市、浜松市、豊田市、名古屋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、旭防大島町、高松市、東海市、熊本市、宮崎市、延岡市	〇125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書(紙媒体)のみに基づいて行っている。そのため、申告書の記入漏れや文字が不明瞭である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。 また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できず納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。 〇125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自車で行われるため、申告内容に疑義が生じた際に問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、照課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。 〇軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目を追加する必要がある。 〇125ccを超える二輪の問合せについては、FAXにより軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。 〇二輪の軽自動車の届出については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「脱止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。 また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものも多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。 〇申告書の入力に時間を要しており、入力力による入力誤りのリスクがある。また、脱止めに係る照会に時間を要している。 〇情報提供が紙媒体であるため基幹システムへの入力でRPAを活用できず入力となっている。 また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファクス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。 〇本市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と入力力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入が行われ、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にバッチさせ、CSVデータに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約18,000件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用(申告書)18,000件×(単価)83円【取得と廃車と異なるため平均値】=1,494,000円程度の削減につながる。	小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税課税課税を目的としている場合、情報提供承認期間である(一財)自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。 一方、軽自動車税課税徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その提供方法に対応したシステム改修などの費用負担について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。		
115	B	地方に対する規制緩和	11 その他	全国通訳案内士登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によるデジタル化、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるように求める。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行う者として、当該変更が行われたことを証する書面(住所の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとって、変更の届出を行う者としての説明や書類の確認が手続となっている。また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。 さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点で変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍簿本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行う者や当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。	「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行う者や当団体の双方の負担軽減となる。	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第9条第8号、別表第一、別表第二	デジタル庁、関西広域連合	総務省、国土交通省	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県			〇全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍簿本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由)により発生がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要がある。申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本・確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。 〇当県において登録住所・氏名等の変更の届出が遅やかに進んでいない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。 〇当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。 なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第1(3)(2)とされている。そこで、本提案を契機に検討していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年度について、令和6年度以降なるべく早期の時期をお示しいたしたい。 本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況					
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
					法律	令和5年中	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事項について、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が「遊休農地」に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不審知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事(しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有者の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令15法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合	所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとする。 加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事項について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとする。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事項について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事項については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が「遊休農地」に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不審知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事(しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有者の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令15法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
【刈谷市】 支障事例で示されているように、課税事務が円滑に行えない現状があるため、早急な電子データでの提供を要望する。				5【総務省(12)(iv)】【国土交通省(7)】 地方税法(昭25法228) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。	システム改修	令和7年中	地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)において、地方税に係る全ての申告等をオンライン化できるよう措置しており、現在令和7年中のオンライン化に向けて関係機関と検討を行っている。	令和7年中のオンライン化に向けて引き続き関係機関と検討を行う。		
				5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		令和7年度以降準備が整い次第	・全国通訳案内士の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。 今後、改省令改正などの所要の措置を実施した上で、全国通訳案内士の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。		

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
221	B	地方に対する規制緩和	01.土地利	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	【現行制度について】 造成工場敷地の譲受人の資格要件の1つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。 また、当該が国土交通省(民間)に合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要がある。全区画を附属施設に分類することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。 【生じている支障】 上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。 具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分類することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。 また、当該において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは賃借を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。	造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び事業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。	首都圏の近郊整備地域及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)	国土交通省	群馬県			ひたらなか市、前橋市、館林市	○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は本市においても必要になると考えられる。	本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその残存ある発展に寄与するため、近郊整備地域及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。 なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行うようとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。	産業構造や立地形態が法制定当時から変化する中、譲受人の資格要件を「製造工場等及び「自ら」経営する者に限定する」のは、特例の現れに合っており、下記の3点について、見直しを行っていただくよう要望する。 ・全区画を附属施設に分類することは認められないとの見解であるが、現在は附属施設からの分譲ニーズも大きく、附属施設そのものが地域経済の柱となっている場合もあり、製造業の立地を前提とする意義がなくなっている。さらに、地域政策的に「データセンター団地」のような附属施設に特化した拠点の設置も考えられることから、全区画を附属施設に分類できるようにしていただきたい。 ・附属施設への分譲は、団地内の製造工場との取引を行う可能性が揃った場合に限られるとの見解であるが、優良企業であっても要件に該当せず、分譲を断るケースがある。そもそも、分譲企業が未定である募集段階で取引予定を確認することは不可能であり、企業からも分りづらいため、結果として取引に至らなくても構わない旨の見解も示している。このため、団地内の製造工場との取引に固執する必要はなく、本運用を廃止していただきたい。 ・リース会社の営業力で優良企業が賃借するケースも多く、リース会社への分譲条件として挙げている「製造工場等との一体性」の内容が具体的になく解釈に普遍している。両者の間には明確な資本関係や支配関係を有しない場合が多いため、継続的に関与し合う関係の構築を可能とする。用途の限定など一定の要件を定めた賃貸借契約の締結により「一体性」を認めていただきたい。
261	B	地方に対する規制緩和	11.その他	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができることとされている。 マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができることとされているため、本市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	国土交通省	神戸市		いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市		マンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定主体は、以下の理由の通り、マンション管理適正化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定した地方公共団体としている。 地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要があること 地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認定管理者等に対する適切な監督も期待できること なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画(住生活基本計画や空家等対策計画)の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」(国土交通省作成)において周知している。 引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めている。	本市では、管理計画認定制度の実施のためマンション管理適正化推進計画を令和4年6月に策定したところである。限られた職員で業務に取組んでいるなか、計画策定・改定等の事務には多大な努力と負担が生じる。マンション管理の適正化を図るという目的達成のための手段として認定制度を実施するが、計画策定が必須であることは負担が大きいため、計画策定が必須とせず、地方公共団体が実施体制や地域性を考慮したうえでの判断とし、要綱・要領等により行えるようにしていただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【全国知事会】</p> <p>生じている支障事例は全区画を附属施設に分離しようとしている事例や、リース会社から施設を賃借するデータセンターの事例であり、これらの事例が現実的に解決するような回答を求める。</p>		<p>産業構造の変化により、製造業だけでなく、物流・流通業、倉庫業等、多様な産業が地域経済を支えている現代において、譲受人の資格要件を「製造工場等」すなわち、「製造業(物品の加工修理業を含む。)」又は電気供給業者若しくはガス供給業者に必要な工場及びその附属施設に限定しているのはなぜか。</p> <p>現行規定の譲受人の資格要件は、現代における産業構造に即していないのではないか。譲受人の資格要件を緩和しようが、現代の産業構造や企業ニーズに沿った造成敷地の分譲が可能となり、法の趣旨にもかかわらないか。法律制定時からかなり時間が経過しており、現代の産業構造や企業ニーズに合っていない制度と法律が残っている状況だと思われるため、制度、法律を現代化して活用できるような道を探りたい。</p> <p>「製造工場等の事業者との一体性が認められる場合」でなければリース会社への処分は認められないことだが、緩和すべきでないか。</p>	<p>本制度は、首都圏または近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度な集中を抑制するとともに、近郊整備地帯等及び都市開発区域を工業都市等として整備し、圏域の秩序ある発展を図ることを目的として、首都圏・近畿圏に限定して設けられた特例的な制度である。</p> <p>本制度創設当時、首都圏・近畿圏の既成市街地等において特に製造業等の集中を抑制し、その受け皿として都市開発区域等に工業団地を創出し、製造業者の立地を誘導することが急務であったことから、工業団地造成事業を都市計画事業として位置づけ、取用権を付与するなどの特例を講じる一方で、本事業の根拠となっている公益性を担保するために、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を規定しているものである。</p> <p>新たな業種を対象として、同時に取用権が付与される都市計画事業を立法するためには、制度創設時から産業構造が変化していることや、当該業種の立地を誘導する政策的必要性があることを示すのみでは不十分であり、正当な対価による任意買収が成立せず、取用権を付与しなければ当該事業の用地取得が円滑に進まない事態が発生しているなど、私権の制限を正当化するような公益性が具体的に示される必要があると考えている。</p> <p>リース会社への処分については、公益性の担保の観点から慎重な検討が必要であるが、緩和のあり方について引き続き検討を行う。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の開発に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100)</p> <p>(19)造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	令和5年中	令和4年度に地方公共団体の実態を調査した。	調査結果を踏まえて検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>		<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。</p> <p>計画の策定が実質的な義務付けとなっている。第2次地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しの趣旨から問題があると考え、本認定制度に計画の策定を必須とする必要はないのではないか。</p> <p>マンションの管理適正のための施策の実施体制が整っているか、マンション管理者に対する適切な監督ができるかを計画策定ができるかどうかで判断しようとしていることはおおいのではないかと、地域性に応じたマンション管理の観点や水準を取り入れるためには、本認定制度の運用として、計画という形式でなくとも、行政手続法上における「申請に対する処分」の審査基準を定め、公表すれば足りるのではないかと。</p>	<p>我が国においては、今後老朽化マンションが増加することが見込まれており、その適正管理等の対策が地域における重要な政策課題となることを踏まえ、各地域の実情に応じた目標の設定や、目標を達成するための手段としての各種施策を提示するマンション管理適正化推進計画(以下、「推進計画」という。)を作成することで、これらの施策が計画に基づいて総合的に実施され、自治体における効果的な政策推進を期待するものである。</p> <p>また、推進計画を作成し、外部に公表することにより、行政内部のみならず、管理組合等に対して目標を達成するための施策の方向性等を共有することで、関係者が一体となった取り組みが効果的に推進されることが期待できる。</p> <p>マンション管理計画の認定(以下「認定」という。)制度は、各地方公共団体が地域の実情に応じて設定するマンション管理適正化の目標を達成するための施策(手段)の一つであって、その認定基準を国が定める標準的な基準(各令等)とすることで足りるか、より上乗せされた基準とする必要があるかは、各地方公共団体が掲げる目標及び他の施策によって期待される効果次第で決まってくるものであることから、目標や他の施策を定めることなしに認定基準を定めることはできず、目標、他の施策、認定基準は一体で定められる必要がある。</p> <p>ご提案の行政手続法上における「申請に対する処分」の審査基準「に位置づけることは可能となる。</p> <p>なお、推進計画の作成が負担になっているのご意見を踏まえ、国土交通省としては、自治体にお示している「推進計画作成の手引き」について、作成にあたってのネックとなっている項目に係る記載の見直しや、内容の充実化を図るとともに、推進計画の作成を検討している自治体の参考となるよう、既に作成済みの計画を一覧性をもって確認できるウェブサイトを構築するなど、検討を地方公共団体のご意見を踏まえながら進めていく考えである。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(26)マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)</p> <p>(27)マンション管理適正化推進計画(3条の2。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p> <p>・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分の審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	1ポツ目:「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」の改定	令和5年中	令和5年1月末に全地方公共団体のマンション政策を担う担当者向けの会議を開催し、「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」の改定に関する意見を募集した。	地方公共団体の意見を踏まえ、令和5年中に「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」を改定。
					2ポツ目:事務連絡	令和5年3月27日	推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分の審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて地方公共団体へ通知した。	